

第3章 本市の望ましい環境像

守谷市は、茨城県の南端に位置し、利根川、鬼怒川、小貝川の3つの河川に囲まれる、水と緑に恵まれたまちです。まちの周辺地域には水田地帯や斜面林が広がり、また、平地林、屋敷林、社寺林などが各所に点在することで、緑豊かな守谷らしい自然環境が形成されています。湧水地や小川ではメダカやホタルなどを観察することができる場所も残されており、市民が親しみやすく生物多様性に富んだ自然環境でもあります。

一方で、東京都心から40キロメートル圏内という立地条件に加えて、平成17年につくばエクスプレスが開通したことにより都市化が進み、宅地開発とともに公園や街路など都市基盤の整備が促進され、特に下水道の普及率はほぼ100パーセントに達し、自然と都市化が共存する環境にやさしいまちづくりが行われています。

しかしながら、守谷市においても、河川敷などに心ない人たちによって捨てられた粗大ごみの存在や、農業就業者の高齢化や後継者不足に伴う耕作放棄地の増加といった問題があります。

また、地球規模で見ると、地球温暖化に伴う異常気象*や気象災害の発生・甚大化、人間活動の拡大による生物多様性の減少といった問題があります。これらの問題から生じる人間活動への影響は現代の私たちにだけでなく、子どもたちや孫たちといった次の世代にも及ぶものであるため、問題の改善に向けて早急に取り組まなければなりません。

私たちは、この地に大切に残された自然がもたらす多くの恵み、先人たちがこれまで築いてきた地域の文化や、安全で快適な生活が高度に融合したまちを、未来の世代に引き継いでいく責務があります。

この責務を果たすため、市民・事業者・行政などあらゆる主体がそれぞれの立場で協働し、地域や学校、職場など様々な場面において、環境への負荷低減にとどまらず、喪失した自然の再生なども視野に入れて、現在ある環境の改善について積極的に取り組まなければなりません。第三次守谷市総合計画では「くらしの基盤」という柱において、「環境にやさしい生活の創出」が環境分野における実現のための取組として定められており、環境保全に関する取組を一層推進する必要があります。

さらに、その取組を通じて国の第六次環境基本計画にある、現在および将来の市民や国民一人一人の「ウェルビーイング*／高い生活の質」の実現を目指すことも求められています。

これらを踏まえ、私たちは、豊かな自然と人びとが調和し、持続的な発展が可能なまちの実現に向け、＜守谷市が目指す望ましい環境像＞を掲げ、取組を進めていきます。

＜ 守谷市が目指す望ましい環境像 ＞

豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

この地に残された自然がもたらす多くの恵みと、これまで築いてきた安全で快適な生活が融合したまちを、未来の世代に引き継いでいきます。

第4章 実現に向けた基本目標と方針

4-1 施策の展開方向

＜守谷市が目指す望ましい環境像＞を実現するために、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境活動・市民行動」の分野について、守谷市の現状や課題から、5つの基本目標と9つの方針を設定し、環境施策を推進します。

4-2 計画の体系

【守谷市が目指す望ましい環境像】
豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます

- 方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ
- 方針2 生物多様性の保全に取り組む

関連計画：第二次守谷市緑の基本計画

基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります

- 方針3 安心・快適な暮らしを守る
- 方針4 地域環境の保全に取り組む

基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します

- 方針5 循環型社会づくりを推進する

関連計画：守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します

- 方針6 地球温暖化対策を推進する
- 方針7 気候変動への適応に取り組む

個別計画：守谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します

- 方針8 環境教育・環境学習を推進する
- 方針9 環境意識の連携・活性化を進める



▲つくばエクスプレス利根川橋梁上空から守谷市を望む

方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

- | | |
|----------------------|--------------|
| 取組1 緑地や斜面林の保全と活用の推進 | 取組3 里山の保全と活用 |
| 取組2 公園や街路樹等の整備及び適正管理 | 取組4 農地の保全と活用 |

方針2 生物多様性の保全に取り組む

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 取組1 エコロジカル・ネットワークの形成 | 取組3 希少生物の保護と保全 |
| 取組2 緑地の保全と活用 | 取組4 外来生物の侵入防止と根絶・抑制 |

方針3 安心・快適な暮らしを守る

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| 取組1 生活マナーの向上と環境美化活動の推進 | 取組3 人と犬・猫が快適に共生する社会づくりに向けた取組の推進 |
| 取組2 空家問題対策の推進 | |

方針4 地域環境の保全に取り組む

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 取組1 騒音・振動、悪臭対策の推進 | 取組3 化学物質の総合的なリスク対策 |
| 取組2 水質の監視・観測 | 取組4 放射能に対するモニタリング調査の実施 |

方針5 循環型社会づくりを推進する

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 取組1 ごみの減量化の促進 | 取組4 資源物回収、ごみ資源化の普及啓発 |
| 取組2 ごみ分別の取組促進 | 取組5 5 R への取組に対する市民・事業者の参画促進 |
| 取組3 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進 | |

方針6 地球温暖化対策を推進する

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 取組1 省エネルギー技術の導入促進 | 取組3 市(行政)の脱炭素化に向けた率先行動の実施 |
| 取組2 再生可能エネルギーの導入促進 | |

方針7 気候変動への適応に取り組む

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 取組1 土砂災害や洪水等の危険箇所の周知及び災害防止策の実施 | 取組3 自然環境や農業への影響に関する対策 |
| 取組2 健康被害への対策の推進 | |

方針8 環境教育・環境学習を推進する

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 取組1 環境教育及び環境学習の推進 | 取組3 市の環境への取組に関する情報の発信 |
| 取組2 自然観察・体験の場や機会の創出・提供 | |

方針9 環境意識の連携・活性化を進める

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 取組1 市ホームページや広報もりや等を活用した情報発信 | 取組3 事業者による環境配慮活動の促進 |
| 取組2 市民活動団体や環境ボランティア活動への支援 | 取組4 近隣自治体等との連携 |

基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます (自然環境・生物多様性分野)

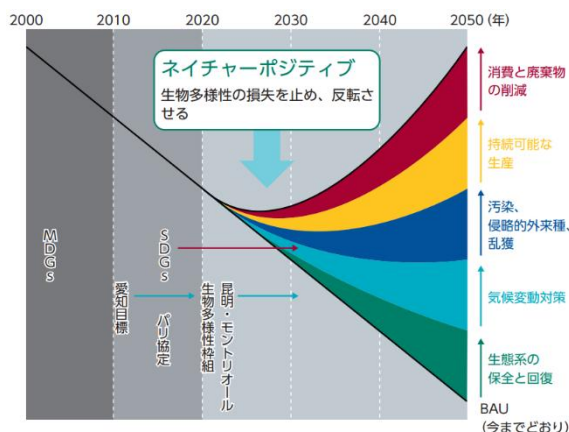


近年の社会情勢等

■ 生物多様性の損失

人間活動の影響により、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後更に加速するとされています。また、「絶滅の危機が高い」とされる種数は、1年前から比較して約2,000種増加し、44,016種に及ぶという結果が示されています。

生物多様性国家戦略2023-2030では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調しており、さらに、30by30目標*の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進していくことを掲げています。



出典：令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

図 ネイチャーポジティブの概念図

コラム 30 by 30 目標

国では、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」を掲げ、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上や生物多様性保全に貢献する場所（OECM*）の設定・管理に取り組んでいます。

2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全することで、保護地域（国立公園等）の更なる拡充・管理、保護地域以外の場所（社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等）でOECMの認定により、下図のような効果が期待されます。

優れた自然環境を有する保護地域を核として、OECM等を有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生*に取り組み、私たちの暮らしを支える森里川海のつながりを確保することが重要です。



現状

- 都市化の進展や住宅地開発などにより、身近な緑地や野生動植物の生息・生育環境となる自然環境が減少しています。
- 斜面林の放置などにより、市の花のヤマユリなどの野草が見られなくなっています。
- 市内で特定外来生物であるアライグマ、セアカゴケグモ、カダヤシ、オオキンケイギク、オオフサモ等が確認され、また、キョンやナガエツルノゲイトウ等の侵入危険性もあり、生態系のみならず人間や農林水産業への影響が懸念されています。
- 農地や山林などの管理不良等により、里山を構成する野生生物の生息条件が悪化しています。
- 地域コミュニティの減少や高齢化により、地域の活力低下や耕作放棄地の増加が懸念されています。

課題

- 身近な緑地や野生動植物の生息・生育環境となる自然環境を守るため、今ある自然環境を、引き続き管理・保全していくことが必要です。
- 農業の担い手の育成や、農地の集約化を行い、耕作放棄地の解消を図っていくことが必要です。
- グリーンインフラの考え方を更に発展させ計画的なまちづくりへ活用するとともに、さまざまな手法の中から実現可能なものを抽出し、市の魅力向上につなげていくための検討が必要です。
- 里山環境が悪化し、生物の生息・生育環境としての森林等の機能が低下する恐れがあるため、その対策を検討することが必要です。
- ペットとして飼われていたアライグマ等が野生化し、在来種*への影響などが指摘されているため、外来生物の侵入防止や、根絶等に向けた対策の検討が必要です。

目標とする指標

No.	指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	一人当たり公園・緑地面積	15.68 m ² /人	18 m ² /人
2	自然環境に満足している市民の割合	83.5% ^{※1}	85%以上
3	耕作放棄地面積	38.1 ha	29.6 ha
4	農地の集積率	55.57%	60.0%
5	公園等里親事業における参加団体数	71 団体	71 団体以上

※1 まちづくり市民アンケート（令和6年度実施分）より「問23 守谷市の自然環境に満足している」と回答した割合

方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

方針1における取組の方向性

貴重な自然環境である利根川、鬼怒川、小貝川や各所に点在する斜面林などの緑地の管理・保全を行うとともに、都市の自然環境の保全等によるグリーンインフラの推進や、生物多様性に配慮した緑地の確保に向けたグリーントラスト*制度の検討を、市民、市民活動団体、事業者等との協働により総合的・計画的に進めます。

また、耕作放棄地の増加防止や、有効活用を行うために、新たな農業の担い手育成や農地中間管理機構を活用した農地集約化促進などを検討していきます。

市（行政）の取組

取組1 緑地や斜面林の保全と活用の推進

- 持続的なみどりとして、水源のかん養*にも効果を発揮する斜面林や平地林、屋敷林、社寺林の保全を推進します。
- 斜面林を中心とした保存樹木や保存緑地等の保全整備制度を推進します。
- 守谷の原風景である「守谷城址公園から守谷野鳥のみち一帯」など、有機的な動植物連鎖のあるビオトープ*の維持・保全を推進します。
- 市が所有する緑地等について、市民の交流や学習活動を育む都市環境として活用することを検討します。

取組2 公園や街路樹等の整備及び適正管理

- 身近なみどりである公園、まち並みを演出する街路樹や緑地などのみどりの保全・活用及び整備を図ります。
- 公園等里親事業*をはじめとした市民との協働による公園づくりや、市民主体の緑化活動を継続して支援し、都市の自然環境保全に向けた取組を推進します。

取組3 里山の保全と活用

- 多様な主体が参加・協働する取組が自発的に進められるよう、協働と持続性確保のための枠組み・体制の整備を検討します。
- 里山保全に向けた地域の自発的取組を促すために、機材に関する助成や人材の発掘、育成等の支援体制の強化を図ります。

取組4 農地の保全と活用

- 自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする意欲ある認定農業者*や認定を受けようとする農業者に対して就農相談等の支援を行い、若手農業者の確保や農業の担い手の育成に取り組みます。
- 「守谷生まれの食品推進事業」と連携した地元農産物のPRにより、地産地消を推進していくとともに、農業を切り口とした地域資源を生かす取組を支援します。

- 耕作放棄地解消のために、新たな農業の担い手の育成や農地中間管理機構*を活用した農地集約化の促進、農業経営企業誘致の検討など、農地の有効活用を進めます。
- 生態系に脅威を与えたり、農産物や生活環境に被害をもたらしたりする有害鳥獣の対策を検討します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- ◆土地所有者はみどりの保全整備事業に協力するなど、農地、山林などの保全に努める。
- ◆地域の公園などの維持管理活動に積極的に参加し、みどりに親しむ時間を増やす。
- ◆家庭でのプランター菜園やグリーンカーテンなどの身近なみどりを創出する。
- ◆地元産の新鮮な農産物を優先的に購入し、地域の農業を応援する。



- ◆市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- ◆事業所敷地内の緑化に取り組む。
- ◆開発などを行う際には、自然環境の保全・創造に十分配慮する。
- ◆地元の農産物を使用・提供するなど、地産地消*を取り入れ、地元の農業を応援する。

コラム 「市民活動と環境保全」

守谷城址から野鳥のみち周辺はまとまった緑地が残され、市民ボランティア等により自然と触れ合える環境として整備され、オオタカなどの野鳥を観察することができます。

市の花である「やまゆり」は、かつては市内の至る所にはありましたが、現在では自生地が少なくなりました。

しかし「やまゆり公園」では、市民団体による実生からの育成管理などにより広域的に群落を形成していたり、また、同地地区の斜面林では、消滅が危惧されたやまゆりが森林ボランティアによる間伐管理の結果、日照条件が改善し復活したりしています。

都市開発でかろうじて残された湧水や小川周辺でも、市民による適正管理が行われている場所ではホタルを観察することもできます。



▲市の花 やまゆり

守谷での大規模な開発は一段落しましたが、残された自然を守り未来につなぐために、市民団体の役割はますます大きくなっていくと考えられます。

方針2 生物多様性の保全に取り組む

方針2における取組の方向性

私たちは、生物の多様性の恩恵を受けて生活していますが、人間活動の発展と拡大が地球規模での生物多様性の減少を招いています。生物多様性を確保していくためには、都市における緑地の量の確保に加え、動植物の生息・生育環境を改善するなど、緑地の質の向上を図り、里山の環境を維持していく必要があります。そのために、守谷市のもつ地域資源を持続的に活用し、さらに地域の協力を得て自然を守り育てながら、様々な市民活動団体と連携することにより、本市の生物多様性の保全を推進していきます。

有識者や市民活動団体等と協力して、本市の自然生態系を把握するため調査方法を検討するとともに、外来生物への対策においても、緊急に対処が必要な生物の侵入防止や根絶等に向けた取組を関係機関と連携して進めていきます。

市（行政）の取組

取組1 エコロジカル・ネットワーク*の形成

○優れた自然条件を有する守谷野鳥のみちや稲戸井調節池、守谷市役所周辺、その他農地などを、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置づけつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を河川や緑道などの生態的回廊（コリドー）で相互連結させ、多様性のあるみどりをつなぐエコロジカル・ネットワークを形成します。

取組2 緑地の保全と活用

○生物多様性を持続的に確保するため、多様な生物の生息地となるみどりの保全を推進し、質の向上を図り、多様な生物が生息・生育可能なみどりの確保を図ります。
○エコロジカル・ネットワーク形成に向け、生態的回廊（コリドー）として活用可能な緑地の保全及び活用を図ります。

取組3 希少生物の保護と保全

○希少生物の保全は生物多様性地域戦略において重要な課題であるため、絶滅のおそれがある野生生物の生育状況について、環境省版レッドリストに対応した「茨城県版レッドリスト」を活用し、市民や事業者などへ周知を図るとともに、絶滅のおそれのある野生生物の保全の重要性を啓発します。
○希少生物の保全のための研究や活動について支援します。

取組4 外来生物の侵入防止と根絶・抑制

○外来生物の侵入は、生態系や在来生物のみならず人間や農林水産業まで幅広く悪影響を及ぼすため、外来生物に関する意識啓発を図り、外来生物の侵入防止と根絶・抑制を行います。
○外来種による被害を防止するための被害予防の三原則*を引き続き啓発し、在来生物を守り、生物多様性を維持します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に積極的に参加する。
- ◆自然観察会に参加するなど、地域の身近な自然環境や生きものに関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ◆生態系の破壊などの危険性を認識し、外来種の取り扱いに十分注意する。
- ◆外来生物の防除に向けて、発見時の連絡や駆除に協力する。



- ◆生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に積極的に参加する。
- ◆生物多様性を保全するための市民の活動や行政の取組を支援する。
- ◆開発などを行う際は、生物多様性の保全に十分配慮する。
- ◆外来生物の防除に向けて、発見時の連絡や駆除に協力する。

コラム 市民参加による自然調査

平成4年から5か年にわたって、市全域の自然調査(植物・昆虫・鳥類の3分野)が行われ、「もりやの自然誌」がまとめられました。

この調査の最大の特徴は、各分野の専門家に加えて、市民ボランティアを公募し調査を実施したことです。それによって、広域での植生の精密な調査、昆虫や鳥類の市内全域にわたる分布調査や特徴的な種の精密な調査を行うことが可能となりました。

この調査活動を通じて市民の環境意識が向上した結果、里山保全など多くのボランティア活動が自然発生し、それが、現在の守谷の豊かな自然につながっています。



▲もりやの自然誌

コラム 守谷市の特定外来生物「アライグマ」・有害鳥獣「イノシシ」

特定外来生物のひとつに「アライグマ」がいます。アライグマは、主に昭和50年代にペットとして輸入されたものが野生化し、近年では農作物への被害や建物内への侵入など、わたしたちの身近な生活に大きな影響を与えています。

市では、「アライグマ」の防除対策を進めています。猟友会の協力により結成された「鳥獣被害対策実施隊」(以下「実施隊」と連携して、積極的な捕獲活動に取り組んでおり、また、市民の方にアライグマ捕獲用の檻の貸し出しも行っています。

実施隊では、外来生物以外にも、鳥獣被害防止計画に基づき「イノシシ」などの有害鳥獣の捕獲を行っており、農作物被害の軽減と良好な生活環境の維持に努めています。



▲アライグマ
(監視カメラによる夜間撮影)



▲イノシシ

基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります

(生活環境分野)



近年の社会情勢等

■ PFAS等の化学物質対策

有機フッ素化合物であるPFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）は、人体へのコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されています。そのうち、PFOS及びPFOAについては、令和6年6月に内閣府食品安全委員会がまとめた「有機フッ素化合物（PFAS）に関する食品健康影響評価書」や水道におけるPFOS*及びPFOA*に関する全国調査結果等が公表されています。

また、PFASと健康影響の関連性を明らかにするために「PFASに関する総合研究」が実施されるなど最新の科学的知見に基づき、専門家による検討が進められています。

■ 動物の愛護及び適正な管理

国では、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、ペットショップ等の事業者に対する規制を行うとともに、動物の飼養に関する幅広い普及啓発を展開することで、動物の愛護と適正な管理の推進を図ってきました。

また、広く国民に動物の愛護と適正な飼養について啓発するため、関係行政機関や団体との協力の下、「子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物」をテーマに、動物愛護週間中央行事としてシンポジウムや、関係者による屋外ブース出展といった「どうぶつ愛護フェスティバル」を開催したほか、多くの関係行政機関等においても様々な行事が実施されました。

他には、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）」の内容について、普及啓発を行い、飼い主への正しいペットフードの扱い方に関する知識の普及やペットフードの安全性の確保を図っています。

コラム PFASの動向

PFASとは、主に炭素とフッ素からなるPer-and poly-fluoroalkyl substances（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）の略で、水や油をはじく特性を持つ人工化学物質の総称です。世界共通の定義はなく、PFASと称される物質は1万2000種類とも700万種類ともいわれています。これらの物質の中には撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤など、さまざまな用途で使用されているものもあります。しかし、一部の物質に人や環境への蓄積や残留性、また排出地点から遠く離れた地域まで運ばれることなどが分かり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の下で、国際的な使用制限や製造禁止、およびその検討がされているところです。

(出典：国立研究開発法人 産業技術総合研究所)

現状

- 幹線道路沿いや公園などで、ごみや空き缶、たばこの吸殻が散乱している状況が見られます。
- 環境美化の重要性など環境に対する意識を啓発するために、市民との協働による清掃・美化活動を定期的に行っています。
- 昭和56（1981）年以降に建築数が著しく増加したため、今後老朽建築物が急増し、空家が増加することが予想されています。
- 市内の騒音・振動は、概ね環境基準を満たしていますが、河川等水質、地下水質は、年度や測定地点によっては、環境基準を上回る測定結果が出ています。
- 東日本大震災発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が守谷市に降下しましたが、市内の幼児施設、学校、公園等における放射線量の測定値は国の示す基準である毎時0.23マイクロシーベルトを大幅に下回る値で安定しています。

課題

- 幹線道路沿いや公園利用に関するマナー向上を推進する取組を重点的に実施する必要があります。
- 環境美化活動については、多くの市民に参加を促すとともに、活動に関する情報発信をより積極的に行う必要があります。
- 中古住宅の活用や、管理不全空家への対応強化など、空家の活用と適切な管理を進めるために、空家の実態把握調査や、空家利活用の方針の明確化に努める必要があります。
- 市内の騒音・振動、河川等水質、地下水質について継続的なモニタリングを行い、環境基準を上回る場合には、基準を満たすように環境の改善に取り組むことが求められます。
- 放射線量の測定値は大部分で国の示す基準を下回る値で安定していますが、監視を引き続き行っていく必要があります。

目標とする指標

No.	指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	77.4%※ ¹	84%以上
2	公害苦情受付件数	153件	129件以下
3	要請限度*超過件数(自動車騒音、振動調査)	0件※ ²	0件
4	狂犬病予防注射接種率	84.8%	85%以上

※1 まちづくり市民アンケート(令和6年度実施分)より「問22 生活環境が良好に保たれている」と回答した割合

※2 守谷市環境報告書(令和7年度版)における令和6年度実績値

コラム 守谷市で行われている「清掃活動」

守谷市では、環境美化を目的としたボランティア団体を中心に、市民の方や自治会・町内会、企業等と協働で市内の清掃活動を実施しています。

環境美化活動

- ・活動日 6月、9月、12月の第1日曜日
- ・内容 自治会・町内会を中心とした地域の方々と、道路や公園等のごみ収集を行います。市が管理している公園の樹木剪定、道路清掃(路肩等の土砂撤去や簡単な除草作業等)を行っていただいている自治会・町内会もあります。



その他にも、自主的に清掃活動を行ってくださる市民活動団体もあります！

もりやをきれいにしよう会

「守谷がさらに住みやすい街になるように、不法投棄される場所を減らしたい」という思いから、市内の交差点や高速道路の側道、公園等のごみ拾いを行っています。

- ・活動日 原則毎月第1土曜日 ※夏季冬季除く
- ・活動場所 市内の不法投棄が多い場所
(広報もりやに掲載 ※実施月の前月号)



守谷駅前クリーンズ

守谷駅前を市民自身できれいにし、守谷を訪れた方々を歓迎する気持ちを表すとともに、市民及び守谷駅を利用する方々のポイ捨て防止や環境美化に対する意識の向上を目的として、活動しています。

- ・活動日 毎月第3日曜日
- ・活動場所 守谷駅周辺



方針3 安心・快適な暮らしを守る

方針3における取組の方向性

つくばエクスプレスの開通や松並土地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの供給による人口増加傾向が続いており、生活環境も都市化してきています。今後は、環境に配慮した生活や社会活動の推進により、自然環境と調和した快適な生活が送れる取組を検討していきます。

近年予定されている、東京ヤクルトスワローズ二軍球場の開業、(仮称)守谷SAスマートインターチェンジの供用開始、都市軸道路利根川橋梁の建設等により、市外からの流入人口の増加が見込まれ、それに伴って、稲戸井調節池や河川敷への不法投棄事案の増加が懸念されるため、環境美化活動や不法投棄防止に向けた取組を進めます。

また、放置された空家は、防犯上のリスクが高まるだけでなく、周辺地域に対する生活環境の悪化を招く恐れがあるため、空家の適正管理や有効活用を検討していきます。

犬や猫等のペットの飼育については、ルールやマナーの周知啓発を行うことで、周囲の人に迷惑をかけることなく、ペットと快適に暮らせる環境づくりに取り組みます。

市(行政)の取組

取組1 生活マナーの向上と環境美化活動の推進

- 生活マナーの向上や環境美化活動への参加を促すための広報・周知活動をします。
- 関係機関と連携して、ごみの不法投棄防止のためのパトロールの強化や啓発活動を行います。

取組2 空家問題*対策の推進

- 空家の所有者のみならず市民に広く空家問題を周知することで、空家発生の予防・抑制を目指すと同時に、空家等の利活用促進のために、空家バンク*の認知度の向上を図ります。
- 管理が不全な空家は、周辺環境にも様々な悪影響を及ぼすこととなるため、所有者等に対して適正管理の意識向上を図るための働きかけを行い、管理不全空家等の解消に努めます。

取組3 人と犬・猫が快適に共生する社会づくりに向けた取組の推進

- アニマルウェルフェア* (動物福祉)の観点から、動物たちが幸福で快適に暮らせる環境づくりを進めるとともに、ペットの飼育のルールやマナーの遵守について、市ホームページや広報もりや、SNS等を活用して啓発していきます。
- 法律で義務付けられている飼い犬の登録や狂犬病予防接種の徹底について、市ホームページや広報もりや、SNS等を活用して周知します。
- 地域で暮らしている飼い主のいない猫との共生(地域猫活動*)を目指し、周辺的生活環境被害や飼い主のいない子猫の発生を防止するために、守谷市動物愛護協議会と連携し、野良猫の繁殖制限を目的としたTNR活動を推進します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールやマナーを守る。
- ◆日常生活の中で発生する悪臭や騒音・振動などについて、近隣への配慮を心がける。
- ◆自分が住んでいる地域の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- ◆快適な生活環境を守るため、住居や所有地を適正に管理する。
- ◆地域住民に迷惑をかけないように責任をもってペットと暮らす。散歩時は、排泄物の処理を忘れずに行う。
- ◆ペットを飼うときは最後まで責任をもって飼養する。



- ◆事業所やその周辺の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- ◆不法投棄の監視に協力し、発見したら関係機関にすぐに通報する。
- ◆事業所の建物や看板は、周辺の景観に配慮したものにす。
- ◆快適な生活環境を守るため、建物や所有地を適正に管理する。

コラム 「TNR活動」

守谷市動物愛護協議会では、市内における飼い主のいない猫の不妊去勢手術を進めるため、手術費用に対する助成を行っています。

「野良猫が増えて困る、糞尿被害に困っている、子猫を保護してほしい」など、飼い主のいない猫についての相談が寄せられますが、全てに対応することは難しい状況です。さらに、猫は繁殖力が非常に強く、子猫も殺処分の対象となってしまうことがあります。



このような問題への対応策として、守谷市動物愛護協議会では、野良猫の繁殖制限を目的としたTNR活動を推進しています。

TNR活動とは？

猫を捕まえ（Trap）、不妊去勢手術をし（Neuter）、元の場所へ戻す（Return）ことにより、殺処分をすることなく自然に野良猫の頭数を減少させ、トラブルを未然に防ぐ、人にも猫にも優しい方法による活動です。

★未手術の猫と区別するために、手術の際に片方の耳先をカットします。カットした耳の形が桜の花びらに似ているため、「さくら猫」と呼ばれます。（右写真参照）



※詳細につきましては、市ホームページをご確認ください。

https://www.city.moriya.ibaraki.jp/kurashi_tetsuzuki/pet_doubutsu/1002119/1002126.html



方針4 地域環境の保全に取り組む

方針4における取組の方向性

騒音・振動、水質の現況を調査・把握することにより、公害などの発生を未然に防止するとともに、発生した場合には必要な対応を速やかに行うことで、市民の健康を守り、良好な生活環境を保全します。また、環境汚染だけでなく健康被害を引き起こす有害物質についても情報収集を行い、適切な情報発信を行います。

空間放射線量については、測定結果を市ホームページ等で公開し市民に分かりやすい形で情報提供や注意喚起を行います。また、市民に対して放射線量計の貸出を実施することで、市民の安心感を高めます。

市（行政）の取組

取組1 騒音・振動、悪臭対策の推進

- 工場・事業場に係る「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」に基づく規制が適切に行われるように、県や関係機関と連携し、呼びかけや対策を検討します。
- 自動車騒音については、主要幹線道路沿いにおいて常時監視を行うとともに、自動車利用のマナー向上に向けた普及啓発を行います。
- 不正改造車やオートバイの爆音走行による騒音を防止するため、関係機関と連携し、対策を検討します。

取組2 水質の監視・観測

- 河川等の公共用水域における水質の汚濁状況及び地下水質調査、地下水放射性物質調査、農業用水路・河川水質調査を継続して実施していきます。
- 事業活動に伴う適正な排水処理の呼びかけや水質汚染の防止に取り組めます。

取組3 化学物質の総合的なリスク対策

- 化学物質による環境リスクを低減するために県が実施している取組と連携し、事業者による化学物質の自主的な管理の適正化を促進します。
- 近年注目が高まっているPFAS等の有害な化学物質について、情報収集に努め、適切な情報発信を行うなど、市民の不安軽減につながる広報・啓発を行います。

取組4 放射能に対するモニタリング調査の実施

- 原子力規制委員会*が設置する市の敷地内のモニタリングポストで継続的に測定される空間放射線量*を、県と連携して監視していきます。
- プロムナード水路の放射線量を継続して測定し、その結果を公表していきます。

市民・事業者が取り組めること



- ◆騒音・振動、悪臭などにより、近隣への影響を及ぼさないよう気をつける。
- ◆エコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。
- ◆日常生活において食べ残しや廃油をそのまま排水口に流さず、合成洗剤も必要以上に使わないようにする。
- ◆化学物質や放射性物質に関する正しい知識を身につける。



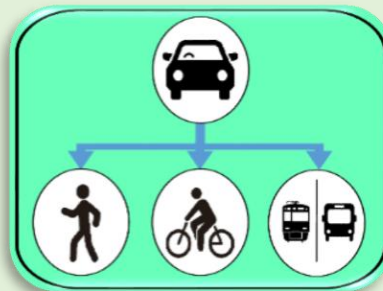
- ◆事業活動から生じる騒音・振動の低減や悪臭の発生防止に努め、関係法令を守る。
- ◆法令を遵守し、有害物質の環境中への排出を抑制する。
- ◆事業所でエコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。
- ◆農薬や除草剤、化学肥料の使用量を少なくする。

コラム 「市内一斉ノーマイカーウィーク」

守谷市では、平成22年度から地球温暖化防止を目的とした「市内一斉ノーマイカーウィーク（マイカーでの通勤を自粛する週）」を実施しています。実施期間中、自家用車の代わりに、公共交通・徒歩・自転車などを利用することで、市民・事業所・行政が一体となって、「環境にやさしいまち」を目指す取組を行っています。（実施期間中、2日以上、自家用車の利用自粛へのご協力をお願いしています。）

★参加するメリット★

- ・二酸化炭素の排出量を削減して地球環境の保全に貢献！
- ・徒歩や自転車で移動することで健康習慣が身につく！
- ・自転車に乗らないことで燃料代が節約できる！
- ・交通渋滞を減らして誰もが暮らしやすいまちを実現！



【近年の取組状況（令和6年度までの状況）】

■事業所

	事業所数	実施者数
平成30年度	11事業所	39人
令和元年度	11事業所	42人
令和5年度	6事業所	26人
令和6年度	10事業所	18人

■市役所職員

	対象者数	実施者数
平成30年度	353人	189人
令和元年度	373人	151人
令和5年度	338人	122人
令和6年度	634人	164人

※市役所職員の対象者数について、令和6年度から会計年度任用職員を含めて実施しました。
 ※令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

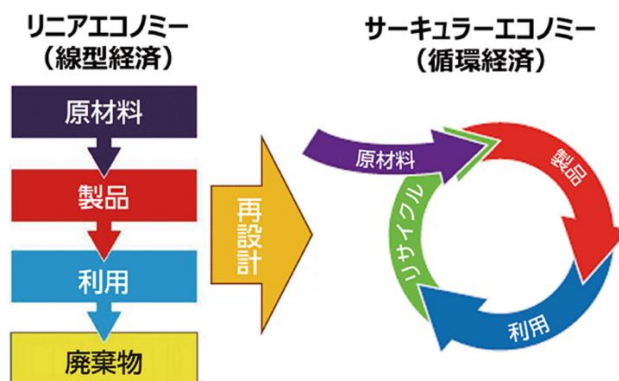
基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します (資源循環・廃棄物分野)



近年の社会情勢等

■ 循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた取組

世界の状況に目を向けると、欧州連合（EU）が2015年12月に「サーキュラーエコノミー・パッケージ」を公表し、その中で循環経済の概念を打ち出しました。循環経済とは、「資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システム」とされ、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するシステムの形成への移行が求められています。



出典：環境省

■ プラスチックごみの削減

プラスチックは安価かつ丈夫で便利な素材であり、私たちの生活に大量に利用されている一方で、海洋プラスチックごみ*による海洋汚染が世界的な問題となっています。2022年に開催された国連環境総会において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する条約の策定に向けた委員会を立ち上げる決議が採択されました。欧州連合（EU）では、2021年に非リサイクル性プラスチックに対する課税の方針を立ち上げたほか、2030年までにすべての包材を再利用やリサイクルが可能とすることを目指しています。

■ 食品廃棄物等*・食品ロス

食品廃棄物等は、飼料・肥料等への再生利用や熱・電気に転換するためのエネルギーとして利用できる可能性があり、循環型社会及び脱炭素社会の実現を目指すため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」等により、その利活用を推進されています。

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の削減のため、2024年10月には、群馬県及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会、関係省庁により「第8回食品ロス削減全国大会」が開催され、食品ロスの削減に向けて関係者間の連携が図られています。また、食品ロス削減と食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロを目指すエリアの創出のための先進的事例を支援し、広く情報発信・横展開を図ることを目的に、地方公共団体や事業者等に対し、技術的・財政的な支援等が行われています。

国の「第五次循環基本計画」においては、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットを踏まえて、家庭から発生する食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減するとの目標が定められています。

現状

- 令和5年度における守谷市の家庭ごみの排出量は15,067トンとなっており、減少傾向となっています。また、家庭ごみの1人1日当たりの排出量も令和2年度以降大幅に減少し、令和5年度では585g/人・日となっています。
- 資源物の分別の不徹底や、紙類やビン類などの素材そのものの生産量が減少しているため、本市の資源化率は平成24年度以降減少傾向となっており、令和5年度の資源物（集団回収、行政回収）の資源化率は17.5%となっています。
- 生ごみについては、平成20年度から食品リサイクル堆肥化事業を開始し、堆肥化施設への搬入量が増加を続けていましたが、近年は横ばい傾向となっています。
- リチウムイオン電池を使用した製品が廃棄物として処理される過程で、分別の不徹底による火災事故等が発生し、施設の重大な損害に加え、処理の停滞が発生するなど、廃棄物の処理体制そのものへの影響が懸念されています。

課題

- 家庭ごみ及び事業系ごみを合わせたごみの総排出量については、令和2年度以降減少傾向にありますが、資源投入量*や消費量の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す循環経済への移行をさらに進めるためにも、市民・事業者・行政が連携してごみの減量に取り組むことが必要です。
- ごみの分別によってごみの減量化やリサイクルが進んでいることを理解してもらうため、情報発信による啓発が求められます。
- 食品リサイクル堆肥化事業を活発化させ、参加者を増やすためのPR活動が求められます。
- リチウムイオン電池がどのような製品に使用されているかを具体的に示し、発火の危険性や、自治体が廃棄物を処理する過程で火災事故の原因となり、施設の損壊、廃棄物処理が停滞する危険性についても注意喚起を行うことが求められます。また、適正な分別方法について十分な周知を行うことも必要です。

目標とする指標

No.	指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	1人1日当たりのごみ排出量	722 g/人日*	650 g/人日以下
2	生ごみ堆肥化事業参加世帯数	5,747 世帯	6,096 世帯
3	資源化率	15.7%*	20%以上

※守谷市環境報告書（令和7年度版）における令和6年度実績値

コラム 常総環境センター*で火災事故が発生（令和6年12月）

令和6年12月9日に常総環境センターで火災が発生しました。

この施設は、守谷市、常総市、取手市、つくばみらい市の4市で共同運営しているものです。

火災事故報告書によると、原因の特定はされていませんが、燃え方や、過去に同様のケースがあったことを踏まえると、不燃ごみの処理中にリチウムイオン電池が破碎されたことによる発火が原因と推察されています。この事故で作業員1名が火災による煙を吸い込み救急車にて搬送されましたが、幸いなことに健康に異常はありませんでした。

この火災による不燃ごみ処理設備の焼損によって、現在も不燃ごみを処理することができていません。

今後の見通しについては、復旧時期が令和9年9月、復旧工事や外部搬出にかかる経費は約60億円で、そこから保険適用分を除いた約40億円が実質的な負担額と見込まれています。

ごみは普段の生活からとどまることなく発生します。常総環境センターに集められた不燃ごみは、自力で処理することができないため、県外の民間廃棄物処理施設に運んで処理をお願いします。そのためには多額の委託費用が必要となり、それが長期間に及ぶこととなります。

そこで常総環境センターでは、火災事故防止と外部への搬出量を減らすため、令和7年4月から不燃ごみの出し方を変更し、「金属類、割れ物」と「ビニール、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類」に細分化して収集を行っています。

循環型社会の構築のためには、日々の暮らしの中で、私たちにできることを意識して行うことが大切です。



▲消火活動の様子



▲破碎物搬送コンベヤ（通常時・焼損時）

方針5 循環型社会づくりを推進する

方針5における取組の方向性

「守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき5Rに取り組み、持続可能な循環型社会*の形成を促し、ごみの減量化を推進します。

また、再生利用が可能な資源物についても、分別の指導や周知を行うとともに、集団回収の支援や生ごみの堆肥化等にも継続して取り組み、さらなる資源化を進めます。

廃棄物の適正処理を徹底するために、不適正処理への対応強化や不法投棄対策、有害廃棄物対策を推進します。

市（行政）の取組

取組1 ごみの減量化の促進

- ごみの減量化につながる取組等について、市ホームページや広報もりやだけでなく、SNS等を活用し、分かりやすい内容で周知・啓発を行います。
- マイバッグ、マイボトルやマイカップ（自分の水筒、タンブラー、コップ等）の普及に関する取組を促進し、ごみの排出抑制を図ります。
- ごみの減量化を進めるため、再生利用が可能な資源物の種類の拡大を検討します。

取組2 ごみ分別の取組促進

- ごみの適正処理に関する意識の醸成を図ることを目的に、常総環境センターの工場見学をはじめ、環境学習講座や出前講座等を実施します。
- 本市に転入してきた方、一人暮らしを始める方などを対象として、ごみの分別方法が分かる動画を活用するなど、効果的な周知啓発について検討します。
- 適切な分別方法を検索できるごみ分別アプリなどの活用を検討します。
- 廃棄物の処理過程等で発火の原因となりうるリチウムイオン電池について、その危険性や分別排出方法の周知徹底を図るとともに、拠点回収場所の増設を検討します。

取組3 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進

- 食品ロスの削減に向け、茨城県や関係機関と連携しながら、適切な買い物の仕方や食べ残し削減等についての行動を周知啓発します。
- 社会福祉協議会と連携し、市内に設置されている「きずなBOX（食品収集箱）」に関する情報を周知するなど、取組の支援を行います。

取組4 資源物回収、ごみ資源化の普及啓発

- ごみの資源化を推進するための情報発信や啓発活動を継続して行います。
- 資源物の適切な分別に関する動画を活用した周知啓発について検討します。
- 資源の有効活用を行うため、使用済み小型家電の拠点回収場所の増設を検討します。

取組5 5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進

○地域において資源循環の推進を担う人材の育成・確保、様々な場での教育や関連機関との連携を促進するための施策を検討します。

○個人の意識を高め、問題意識を持てるような情報発信の方法や、実際の行動に移せるような仕組みづくりを進める施策の検討を行います。また、新しい技術やサービスを活用しながら、若者世代における新たな生活様式の変化を踏まえた検討を行います。

市民・事業者が取り組めること



- ◆生ごみは水分をよく切り、ごみの減量化に努める。
- ◆ペットボトル、ビン、缶、古紙などをしっかり分別し、資源物として再利用する。
- ◆計画的に買い物をしたり、調理を工夫して食品ロスの削減に努める。
- ◆過剰包装商品を避け、詰替え商品やエコマーク商品など、環境保全に取り組んでいる商品を優先的に選ぶ。
- ◆マイバッグやマイ箸、マイカップ、マイボトルなど、繰り返し使えるものを使う。



- ◆マイバッグの呼びかけと合わせて、商品の簡易包装に努める。
- ◆食品ロスを出さない調理やメニューの提供、食品の量り売りに取り組む。
- ◆ペーパーレス化などにより、省資源化に取り組む。
- ◆原材料やサービスなどを調達する際は、環境負荷の小さいものを優先的に選択する。
- ◆資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売やリサイクル製品の積極的な使用に努める。

コラム 常総環境センターの工場見学に行ってみよう

常総環境センターでは、市民の皆さんに、ごみの分別方法や収集された後のごみ処理の流れなどについて知ってもらうために、工場見学を無料で実施しています。

小学生の校外学習はもちろんのこと、自治会・町内会、婦人会などからの申し込みも多くなっています。守谷市に転入したばかりで、分別の方法についてもっと知りたいという方にもおすすめです。

申し込み方法については、常総環境センターの公式ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.jyouso-koiki.or.jp/kankyo/kengaku.html>



基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します (脱炭素社会・地球環境分野)



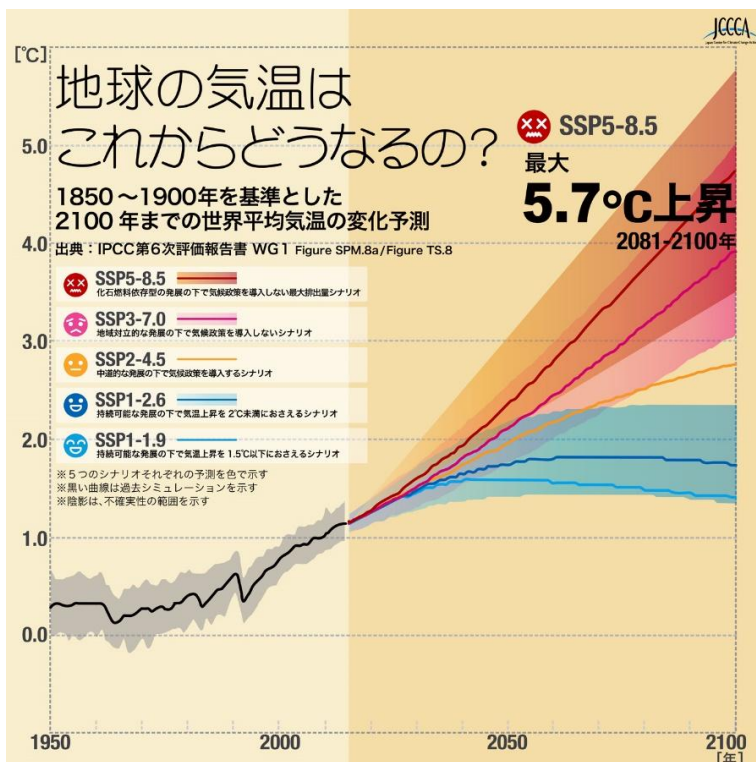
近年の社会情勢等

■地球温暖化の現状

2024（令和6）年の世界の年平均気温は観測史上最高となり、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われる状況です。日本においても、2024（令和6）年は史上最高の年平均気温を観測したことに加え、農産物の収量及び品質の低下、熱中症のリスク増加等、気候変動の影響が全国各地で現れています。

気候変動による深刻な影響に対し、2015（平成27）年のCOP*21（国連気候変動枠組条約*第21回締結国会議）において、①世界の平均気温上昇を工業化以前から2℃以内に抑えるという「2℃目標」、さらに努力目標としては「1.5℃目標」を設定し、②すべての国が削減計画を5年ごとに提出することを義務付け、③各国の実施状況についてレビューを行い、④5年ごとに世界全体での実施状況を検討することなどを内容とする「パリ協定」が採択されました。

気候変動問題に関わる、科学的、技術的、社会経済的な知見の評価を行う専門家で構成されるIPCC*（気候変動に関する政府間パネル）が2021（令和3）年8月に発表した「IPCC第6次評価報告書 第1作業部会報告書」では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」とされ、今世紀末までに3.3～5.7℃の気温の上昇（SSP5-8.5）が予測されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

■再生可能エネルギーの拡大

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス*といった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

国では、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生や国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしており、電源構成*に占める再生可能エネルギーの割合を、令和5（2023）年度の約22.9%から令和22（2040）年度までに4～5割程度まで引き上げるとしています。

太陽光発電

日光がよく当たる場所などにソーラーパネルを置き、太陽光の力で発電します。



バイオマス発電

木くずなどの生物の資源(バイオマス)を使って発電します。



風力発電

風が風車を回す力で発電します。海の上で行う海上風力発電もあります。



廃棄物エネルギー

廃棄物を利用して発電します。発電の時に出る熱も利用します。



出典：環境省「こども環境白書 2019」

■気候変動に伴う年平均気温の変化

気象庁の報告によれば、2024（令和6）年も世界各地で様々な気象災害が見られました。また、世界気象機関（WMO*）は、2024（令和6）年が観測史上最も暑い年となり、世界の年平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではありますが史上初めて1.5℃を超えたことを発表しました。

日本においては、夏（6～8月）の平均気温平年差は東日本で+1.7℃となり、1946（昭和21）年の統計開始以降、夏として東日本では1位タイの高温となりました。

日本の年平均気温偏差

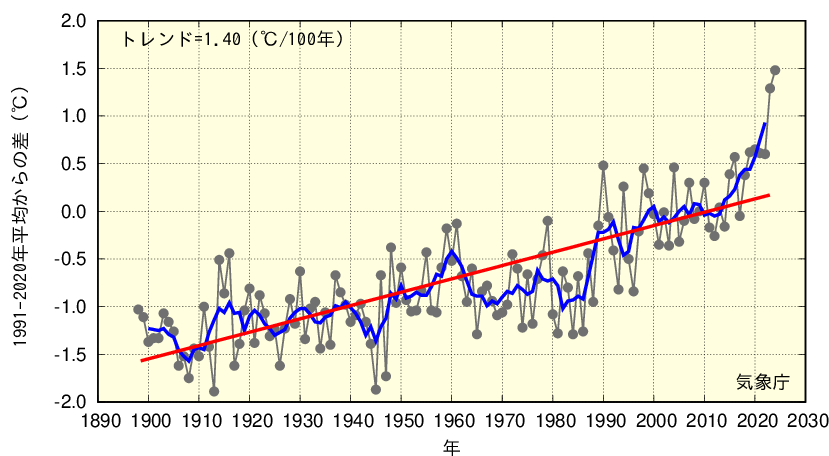


図 日本の年平均気温偏差の経年変化（1898～2024年）

※折れ線（黒）は国内15観測地点における年平均気温の基準値からの偏差を平均した値を示している。折れ線（青）は偏差の5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示している。基準値は1991～2020年の30年平均値。

出典：気象庁「日本の気候変動 2025」

現状

- 本市においては、2020（令和2）年に関東甲地域の公共団体と民間事業者で構成された「廃棄物と環境を考える協議会」と連名でゼロカーボンシティを表明し、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。
- 守谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）での2030（令和12）年度の温室効果ガス（二酸化炭素）削減目標は、約43.1万t-CO₂（2013（平成25）年度比47%削減）ですが、本市における2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量は、63.0万t-CO₂でした。
- 熱中症による救急搬送人員数は全国的にも増えています。茨城県の熱中症による救急搬送状況の推移（令和2年から令和6年）をみると増加傾向となっており、令和6年の救急搬送人員数は1,989人となっています。

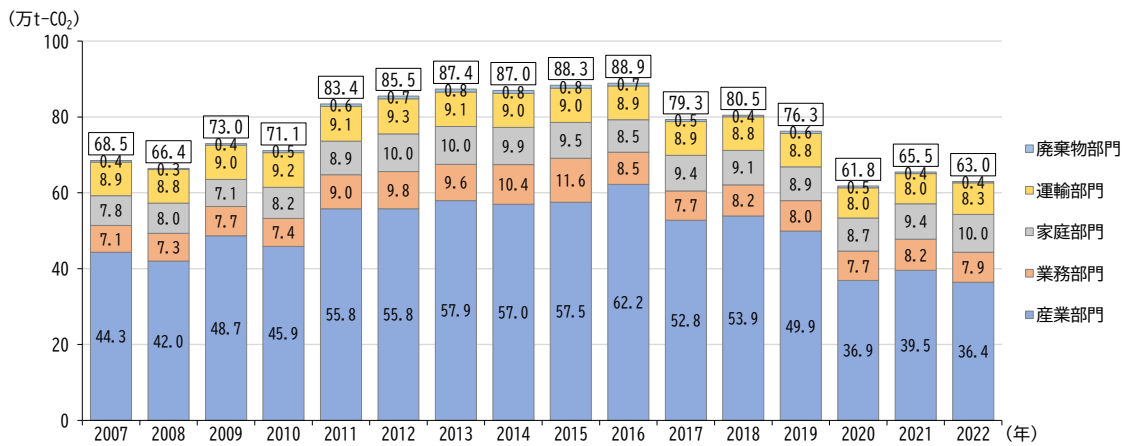


図 守谷市の部門別CO₂排出量の推移

出典：環境省

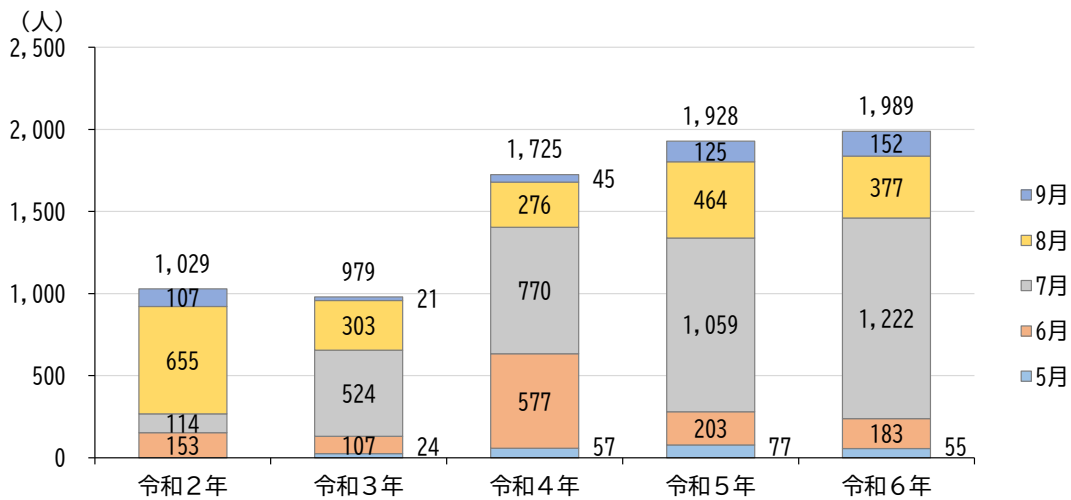


図 令和2年～令和6年 熱中症による救急搬送状況（茨城県）

出典：総務省消防庁

課題

- 環境省の再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS」によると、守谷市は太陽光発電の導入ポテンシャルが高いため、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入目標を設定していますが、さらなる脱炭素化に向けて、そのほかのクリーンエネルギーの検討も進める必要があります。
- 守谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）での2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標は、約43.1万t-CO₂（2013（平成25）年度比47%削減）、さらに2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量の実質排出量ゼロに向けて更なる取組が求められています。
- 気候変動による健康影響は、熱中症などの暑熱環境による健康被害、集中豪雨などの自然災害による人的被害、水や食物、蚊などの媒介による感染症の増加などがあり、「地球の健康」と「人の健康」を相互に捉え、「プラネタリー・ヘルス*」の視点から地球環境問題に取り組むことが求められます。

目標とする指標

No.	指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	守谷市の二酸化炭素排出量	63.0万 t-CO ₂ ※1	38.7万 t-CO ₂
2	市が行う事務事業によって排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量	5,684 t-CO ₂ ※2	2,862 t-CO ₂
3	クーリングシェルター協力施設数	46 施設	52 施設以上

※1 環境省「部門別CO₂排出量の現況推計（2022（令和4）年度）」の数値

※2 守谷市環境報告書（令和7年度版）における令和6年度実績値

コラム デコ活

デコ活とは、地球温暖化対策として、暮らしを豊かにしながら二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者（生活者）の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイル転換を促すため、国民運動として2022年10月に始まりました。

夏の暑さや冬の寒さを我慢してまで節電や省エネなどに取り組むのではなく、環境にやさしい商品やサービスを上手に生活に取り入れることで、快適で健康な生活を送りながら脱炭素を実現することが大切です。

出典：デコ活 ウェブサイト



方針6 地球温暖化対策を推進する

方針6における取組の方向性

ゼロカーボンシティを実現するためには、市民・事業者・市が省エネや再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組んでいくことが求められます。

市民・事業者との協力・連携に留意しつつ、公共施設等の管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギーの最大限の導入・活用を行うとともに、徹底した省エネルギーの推進を図るなど、自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量削減のための施策を推進します。

市（行政）の取組

取組1 省エネルギー技術の導入促進

- 省エネルギー技術やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の積極的な導入を促進します。
- 建物を新築・改修する際は断熱性・気密性の向上に向けた検討を促します。
- セミナー等の開催を通じて、省エネルギー促進に向けて普及啓発に取り組みます。

取組2 再生可能エネルギーの導入促進

- 自家消費型の太陽光発電設備（蓄電池を含む）の導入を促進します。
- 小売電気事業者から購入する電力についても、再生可能エネルギー由来電力等のCO₂排出係数の少ない電力利用を促進します。
- 遊休地等を利活用した太陽光発電の導入を促進します。

取組3 市（行政）の脱炭素化に向けた率先行動の実施

- 公共施設を新築する際には、日射遮蔽や高断熱化、高効率空調や高効率照明等による省エネ性能の向上に加え、太陽光発電設備等の創エネ設備の導入によるZEB化を前提とした検討を行います。
- 既存の公共施設を改修する際には、日射遮蔽や外皮の高断熱化や高断熱窓による遮熱断熱性の向上を図るとともに、高効率空調や高効率照明等の省エネ設備導入の検討を行います。
- 公用車を買う際は、燃費性能の高い自動車やEV*（電気自動車）などを選択します。
- グリーン購入の推進や廃棄物の削減、リサイクルの推進、イベント等における環境配慮の取組み等、庁内の省エネルギー化に向けた行動を推進します。
- 不要な照明の消灯、クールビズ*・ウォームビズ*などの省エネルギー行動や、コピー用紙使用枚数、水道使用量などの削減に向けた省資源行動など、市職員一人ひとりの環境配慮行動を推進します。
- 国庫補助金等の外部資金の活用や、PPA*（電力販売契約）モデルを活用した公共施設における太陽光発電設備導入等のゼロカーボンシティ実現に向けた環境整備を図ります。

市民・事業者が取り組めること



- ◆講演会などを通じて省エネルギーに関する知識を高める。
- ◆家電製品や自動車、サービスを購入するときは、省エネルギー性能の高いものや環境に配慮したものを積極的に選択する。
- ◆太陽光発電システムや蓄電池、高効率給湯器、再生可能エネルギー由来の電力などを導入する。
- ◆住宅を新築・改修する際には、住宅の断熱性能の向上や省エネルギー改修、ZEHの導入を検討する。
- ◆市民・事業所・行政が一体となってノーマイカーに取り組む「守谷市一斉ノーマイカーウィーク」に参加する。
- ◆「いばらきエコチャレンジ*」に参加して、CO₂排出量の削減に取り組む。



- ◆講演会などを通じて省エネルギーに関する知識を高める。
- ◆建築物を新築・改修する際には、省エネルギー改修やZEB化などを検討する。
- ◆日常的な省エネルギーの取組とともに、エネルギー効率の良い設備、機器を導入する。
- ◆事業所への太陽光発電システムの設置や、再生可能エネルギー由来の電力を導入する。
- ◆業務車両を燃費性能の高い車やEVにする。
- ◆イベントを開催する際は、エコに配慮したものとする。
- ◆市民・事業所・行政が一体となってノーマイカーに取り組む「守谷市一斉ノーマイカーウィーク」に参加する。
- ◆「茨城エコ事業所*」に登録し、環境負荷の低減に取り組む。

コラム カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定締結（令和4年3月30日）

ゼロカーボンシティの実現を目指し、脱炭素社会に関する相互の知見や技術を活用してカーボンニュートラルのまちづくりを連携して推進するために、守谷市は、「東部ガス株式会社」と「東京ガス株式会社」の3者で、包括連携協定を締結しています。

【連携内容】

- ・カーボンニュートラルに向けた取組に関する事項
- ・エネルギーの地産地消に関する事項
- ・低炭素エネルギーの市域への普及に関する事項 など

【これまでの主な取組】

- ・東部ガスさすてな電気（実質再生可能エネルギー）の導入
（3か所：守谷駅公開通路・守谷駅東口トイレ・守谷駅西口トイレ）
- ・カーボンオフセット都市ガスの導入
（3か所：守谷市役所庁舎・もりりん北守谷・もりりん高野）



方針7 気候変動への適応に取り組む

方針7における取組の方向性

一人ひとりが自分事として気候変動問題を意識するとともに、その行動変容を促す必要があることから、科学的知見の理解が促進されるように、普及啓発や広報の取組を進めていきます。

また、気候変動に伴い気象災害が激甚化しているため、市民や事業者が災害に備えられるように、災害ハザードマップ*の周知や災害リスクの高い地域への被害を軽減するための対策の実施を進めていきます。

そのほか、熱中症対策の情報提供や、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の増加を推進するなど、暑熱対策に取り組めます。

気候変動適応については、分野が多岐にわたり、多くの計画や部局の業務と深くかかわっていることから、各方面と連携を取りながら横断的・総合的に施策を立てていくことが必要と考えられるため、守谷市地域気候変動適応計画の策定に向けた検討を進めていきます。

市（行政）の取組

取組1 土砂災害や洪水等の危険箇所の周知及び災害防止策の実施

- 流域のもつ保水・遊水機能を保全・確保・向上するなどの総合的な浸水対策を推進します。
- 危険が差し迫っている箇所や防災に関する情報など、いのちとくらしを守るための行動に関する情報を速やかに、かつ分かりやすく周知することに努めます。
- ハザードマップの公表などを通じて警戒避難体制の強化を図るとともに、住民や事業所に対して災害対応に関する情報や技術を周知啓発することにより、災害に関する知識を持った人材の育成を促進します。

取組2 健康被害への対策の推進

- 商業施設や個人事業者などに呼びかけ、クーリングシェルターの確保・増加に取り組むとともに、市民に利用方法や設置場所などを周知し、熱中症対策の啓発に取り組めます。
- エアコン利用の有効性を周知するとともに、福祉関係団体等を通じた見守りや声かけを強化し、高齢者や乳幼児等の熱中症弱者のための熱中症対策を推進します。

取組3 自然環境や農業への影響に関する対策

- 頻発化する気象災害に対応するため、施設の耐候性向上として、災害に強い低コスト耐候性ハウスの導入、パイプハウスの補強等を推進します。
- 集中豪雨の増加等に対応するため、排水機場や排水路等の適切な維持・管理により農地の湛水被害等の防止に取り組めます。

市民・事業者が取り組めること



- ◆講演会などを通じて気候変動に関する知識を高める。
- ◆ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備える。
- ◆こまめな水分補給やクーリングシェルの活用など、熱中症の予防に努める。
- ◆住宅の新築・改修時には、断熱設備や蓄電システムなど気候災害に役立つ設備の導入を検討する。
- ◆環境や気候の変化について、家族や友人などと話題にする。



- ◆講演会などを通じて気候変動に関する知識を高める。
- ◆ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備える。
- ◆屋外作業や外出をする従業員に対して、こまめな水分補給を促すなど、熱中症対策の取組を進める。
- ◆クーリングシェルターとして施設を提供する。
- ◆事業所の新築・改修時には、断熱設備や蓄電システムなど気象災害に役立つ設備の導入を検討する。
- ◆気候変動に対する自社の取組を広く発信するとともに、取引先企業とも情報を共有する。

コラム クーリングシェルター

「クーリングシェルター」とは、熱中症対策として、市町村が「指定暑熱避難施設」として指定した施設のことです。冷房設備などの要件を満たす公民館や図書館などの公共施設、ショッピングセンターや薬局などの民間施設がこれにあたり、暑さをしのぎ、誰でも休息できる場所として開放されています。

熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）に開設しています。

市内の設置場所については、守谷市のホームページから確認することができます。



基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します

(環境活動・市民行動分野)



近年の社会情勢等

■デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

2050（令和32）年カーボンニュートラル及び2030（令和12）年度削減目標の実現に向け、2022（令和4）年10月に発足した国民の行動変容やライフスタイルの転換を強力に後押しするための国民運動です。

昨今の異常気象の認識は浸透しているものの、それが地球温暖化によるものであるという「原因」に対する認識や、地球温暖化防止のためには国民一人ひとりのライフスタイルや産業構造の転換等が必要であるという「対策」に対する認識が不足しているため、今のところ国民の意識や行動が必ずしも脱炭素化に直結していない状況です。

そのため、この国民運動では、利用者のニーズに応じて、脱炭素社会の実現に向けた取組等の情報提供を行い、行動変容やライフスタイルの転換を持続的かつ強力に促していきます。



■環境教育*・ESD*の動向

環境教育等を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や小中学校での「GIGAスクール構想*」により、ICT*利活用の進展による国内外での学びの可能性が拡大しています。また、市民活動団体等の新しい担い手と期待される若者の参画、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、教職員等の負担軽減、環境教育の機会均等の必要性も高まっています。

そこで、国では環境教育等促進法に基づく基本的な方針を変更し、持続可能な社会への変革に向けて「環境保全活動」、「環境教育」、「協働取組」の3つの方向性を軸に取り組んでいます。特に「環境教育」と「協働取組」については、各方向性における主な推進策を設けており、「環境教育」については、学校等における環境教育の一層の推進や地域の自然・文化を体験する貴重な学びの機会となる体験活動の実践、「協働取組」については、ESD活動支援センター*等の中間支援組織を活用した環境教育・協働取組の充実や人材の育成の取組や、学校内外での対話と協働による学びの推進を図っています。



出典：環境省「環境教育・ESDの最新動向等について」

コラム もりや市民大学*

市民、団体、事業者、行政が互いに連携し「協働のまちづくり」を目指す守谷市は、「協働のまちづくりの担い手」育成を目的として、2012年に「もりや市民大学」を開校しました。

大学教授など専門知識を有する講師により、その時機に合ったテーマで講義が行われています。環境に関連する講座も開催され、参加した受講生は地域の担い手としての知識を深めています。

受講生以外の方も参加可能な「公開講座」も開催されていますので、ぜひご参加ください。

【過去に開催された主な環境関連講座】

- 「守谷の鳥類の生息状況と自然環境」小さな鳥の資料館館長 池田 昇 氏
- 「人はなぜ緑に癒されるのか」千葉大学准教授 岩崎 寛 氏
- 「異常気象・線状降水帯*を学ぶ」気象予報士 久保田 敬二 氏
- 「炭素がつなぐ自然と私たち」東京大学名誉教授 松本 雄二 氏
- 「プラスチックの功罪」東京大学大学院農学生命科学研究科 木村 聡 氏 など



▲東京大学名誉教授 松本氏による公開講座

現状

- 本市の小中学校における環境教育は、様々な教科に組み込まれていますが、自然体験活動等の実体験を伴う教育をカリキュラムに組み込むことが困難となっています。
 - 市の環境保全に取り組む市民活動団体では、高齢化や担い手不足により構成人数や活動内容、活動回数の縮小につながっています。
 - 「まちづくり市民アンケート」（令和6年度実施）によると、市民活動、NPO活動、ボランティア活動などへの参加状況については、『今後参加したい』※と回答した割合が45.7%となっていますが、市民活動の情報窓口である市民活動支援センター及びもりや公益活動促進協会の認知度は26.8%と低い状況となっています。
- ※「参加しており、今後も参加したい」と「参加していないが、今後は参加したい」の合計。

課題

- 地域の再生可能資源を継続的に活用するとともに、適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくために、地域コミュニティの形成が求められます。
- 地域の環境課題と地域経済の好循環等の経済社会課題を同時に解決するために、担い手となる人材・コミュニティ等の形成・育成・充実が求められるため、地域のニーズに合わせた支援策を講じる必要があります。
- 地域主導型で地域に貢献する取組を推進するための中核人材を育成するため、能力や取組の発展段階に応じた人材育成プログラムの活用を図ることが必要です。

目標とする指標

No.	指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	公立小中学校での環境教育の取組	実施	継続実施
2	環境に関する市民活動団体構成人数	326人	350人



▲小学生の田植え体験

方針8 環境教育・環境学習を推進する

方針8における取組の方向性

地域や家庭、学校等において、乳幼児期から高齢期にわたり興味を持って環境について学ぶことが大切です。そのために、生物多様性の観点を含めた自然体験活動等への参加の機会を拡充するなど、環境教育等を効果的に展開していきます。

また、学校における教職員の負担を軽減しながら教育の質や効果が高まるよう、地域団体や事業者等と連携した学習方法や、生成A Iの適切な利活用等について検討します。地域における環境教育等の充実のために、近隣自治体や民間企業、E S D活動支援センター等の関連団体と連携を図りながら取組を進めます。

社会情勢等に応じた情報の発信や普及啓発を積極的に行い、脱炭素社会の実現につながる行動変容と、組織や社会の変革に即した環境教育等を推進します。

市（行政）の取組

取組1 環境教育及び環境学習の推進

- 深刻化している気候変動への対策について、市民が一体となって取り組む必要があることから、積極的な情報発信や普及啓発とともに、環境教育等を推進します。
- 生物多様性の減少を防ぐためには、人々の知識と関心を高め、行動の変化につなげることが必要であることから、地域や家庭、学校等における生物多様性の保全を含めた環境教育等の推進と、それを支える人材の育成を推進します。
- 持続可能な地域づくりに向けた市民・事業者・行政等の対話を通じた協働の取組を促進するため、先進事例の紹介や各主体間の連携促進のための意見交換会の開催を検討します。

取組2 自然観察・体験の場や機会の創出・提供

- デジタル化が進む中で、自然がもたらす効用等、リアルな自然体験がもたらす便益（健康増進、健全な子どもの発育など）に着目し、自然とふれあう機会の創出を推進します。
- 市で実施している自然観察会等の取組を継続して行い、身近な自然環境や多様な生物にふれあえる場の提供を図ります。
- 関係機関と連携を取りながら、自然体験活動やその他の体験活動へ市民等が参加する機会の拡充を図ります。
- E S D活動支援センターや市民活動団体、企業や近隣自治体等と連携を図り、地域における環境教育等をより一層充実させます。

取組3 市の環境への取組に関する情報の発信

○市の環境への取組に対する市民等の参画を促進するため、情報の信頼性や正確性を確保しつつ、いつでも、どこでも、分かりやすい形で環境情報を入手できるよう、利用者のニーズに応じた情報の提供を進めます。

市民・事業者が取り組めること



- ◆環境に関する書籍や新聞記事、国や地方自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- ◆自然体験学習や環境学習講座など、環境イベントに積極的に参加する。
- ◆家族や友人、身の周りの人と、環境に関する情報を話題にする。



- ◆環境に関する書籍や新聞記事、国や地方自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- ◆従業員（社員、職員等）を対象とした環境学習・環境研修を実施する。
- ◆自社の環境への配慮に関する取組や情報を積極的に発信する。

コラム 学校における活動（黒内小学校の活動例）

令和6年12月に守谷市にある常総環境センターでリチウムイオン電池の混入が原因と推察される火災が発生しました。常総環境センターは現在も不燃ごみの処理ラインが稼働しておらず、不燃ごみを外部に委託して処理している状況にあります。

これを受け、黒内小学校では「常総環境センターを救え！～守谷市役所職員としてできることはなんだろう？～」という単元を設定し、デジタル・シティズンシップ教育*や生成AI教育*を生かした探究学習に取り組んでいます。

児童は、市役所職員の立場で「問題解決をするために何をすれば良いか」を考え、チラシやチャート作りを行い、市に提案を行いました。



方針9 環境意識の連携・活性化を進める

方針9における取組の方向性

環境の保全を継続的に進めていくためには、市民や事業者等による幅広い活動や、後継者の育成が必要不可欠となるため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を理解したうえで分担・協働し、世代を超えた環境配慮活動を推進します。

また、持続可能な社会づくりの担い手として重要である若者世代に対する活動の周知や、協働による取組への参加機会を創出するため、活動を支援する手法についても検討し、様々な世代の意見を積極的に取り入れられるように検討を進めます。

さらに、持続可能な地域づくりに向けて、市民、市民活動団体、事業者、市等による対話を通じた協働による取組を促進するために、先進事例の紹介や各主体間の連携促進のための取組を検討します。

市（行政）の取組

取組1 市ホームページや広報もりや等を活用した情報発信

○市ホームページや広報もりや、Morinfo（もりんふお）、SNSなどを活用し、より広範囲に、環境に関する情報や本市の豊かな自然環境の魅力を積極的に発信します。

取組2 市民活動団体や環境ボランティア活動への支援

- 環境保全に取り組む市民・事業者・団体等のボランティア活動を支援します。
- 「もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク*」を活用し、地域環境の保全や市民活動団体の取組等について市内小中学校に向けて情報を発信します。
- 若者世代に対して、環境保全に関する活動や、対話を通じた協働による取組への参加の機会を支援するとともに、若者の意見が積極的に取り入れられるような取組の検討を行います。

取組3 事業者による環境配慮活動の促進

- 地域環境保全に取り組む事業者に対して、事業者が必要とする情報を提供するなどの支援を行うことにより、環境配慮活動の取組を促進します。
- 脱炭素アドバイザー*資格制度について周知し資格取得を促すことで、脱炭素化のアドバイスや実践支援を行う人材を育成します。

取組4 近隣自治体等との連携

- 様々な環境課題に対して広域的に連携・協力して取り組むため、常総地方広域市町村圏事務組合の構成自治体をはじめとした、近隣自治体等との連携を図ります。
- 他自治体と共同で表明した「ゼロカーボンシティ」に基づき、温室効果ガス削減に向けて、市域を超えた取組を推進します。

市民・事業者が取り組めること



- ◆市民・地域団体やNPO等が行う環境学習・環境保全活動に積極的に協力する。
- ◆自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境活動の開催に協力する。
- ◆家族や友人と環境について話し合い、自分なりに取り組めることを継続して、良好な環境の維持に努める。
- ◆市や事業者との取組に参画し、環境保全活動に取り組む。



- ◆関連企業や取引先企業に対し、環境保全や環境への負荷の低減を呼びかける。
- ◆市の環境学習イベントや市民活動への協力支援、自社施設の見学会の開催など、CSR活動として、環境教育・環境学習の機会を提供する。
- ◆市や市民団体と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を推進する。

コラム 子どもの自然体験

大野地区では、地域ボランティアの協力により、米作り体験のスタートとして毎年シロカキを兼ねて「田んぼリレー」が行われます。子ども達は全身泥まみれになりながら田んぼの中を走り回り歓声が響き渡ります。

立沢地区では「田んぼの学校」で稲作体験を行うほか、秋には、刈り取った稲わらで子供会が縄を編んで、稲わらトトロの制作に使用しています。また、笹舟を流して小川の土手道を一緒に走る子どもの様子は、大人にとっても故郷の原風景を思い出させます。

観察だけでなく、五感を使って全身で自然を体験することは、子ども達の情操教育としても大切なことです。



▲シロカキを兼ねた田んぼリレー



▲稲わらトトロ